

12 総合的な取り組みに関する事項

矯正・保護総合センターは、特別研修講座「矯正・保護課程」に関する教育事業と矯正・保護分野に関する研究事業、さらにこれら教育研究事業の成果を社会還元する社会貢献事業を「三事業一体」で発展させるべく取り組んでいる。

1 矯正・保護総合センター

● 矯正・保護に関する研究プロジェクト

旧研究センターを後継する7研究プロジェクト（刑事立法研究、刑罰理論研究、実証研究、法と心理、共生、司法情報・教育・研究、矯正実務研究）を着実に発展させるとともに、これらの活動資金（学外資金）の獲得に努める。研究成果は、研究年報や矯正講座、叢書の刊行、研究会や

セミナー開催を通じて公表する。

● 特別研修講座「矯正・保護課程」

矯正および更生保護関係の退職者と現職公務員を講師にむかえ3学舎で同課程を開講する。夏季期間中（8月下旬～9月上旬）には矯正・保護施設の参観を実施する。開講にあたり本学在学学生への受講促進（卒業要件単位化の取り組み）を図る一方、一般（学外者）受講者の受入れるために積極的な広報活動をおこなう。

● 社会貢献事業の取り組み

教育・研究事業の成果は、ネットワーク講演会やセミナーの開催、センター通信発行やホームページによる情報公開などを通じて社会へ還元するとともに、矯正・保護分野における諸問題に関心を寄せる団体・個人との関係づくりに取り組む。